

入院時食事療養費 自己負担額 変更のご案内

令和7年3月24日付厚生労働省告示により、令和7年4月1日から入院時食事療養費の自己負担額が変更になります。

*全医療機関共通の金額となりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

入院時食事療養費の自己負担額（患者さんの負担分）			
所得区分		1食あたり自己負担額	
70歳未満	70歳以上	令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から
区分ア	現役並みⅢ	490円	510円
区分イ	現役並みⅡ		
区分ウ	現役並みⅠ		
区分エ	一般		
区分オ	低所得Ⅱ	230円	240円
区分オ・長期該当	低所得Ⅱ・長期該当	180円	190円
	低所得Ⅰ	110円	変更なし
指定難病・小児慢性特定疾患病患者の方		280円	300円

*ご不明な点等ございましたら、医事窓口にお問い合わせください。